

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業の重要課題であると認識しており、経営の透明性・公正性・迅速な意思決定の維持向上に努めるべく諸施策に取り組んでまいります。

1. 経営の意思決定機関である取締役会は月1回の定例取締役会と必要に応じ臨時の取締役会を開催し、機動的且つ迅速な意思決定を行っております。

2. 監査役制度を採用しており、常勤監査役は取締役会(月1回の定例取締役会及び臨時取締役会)、役員会議(毎週1回開催)、経営会議(毎月1回開催)には全て出席することを基本とし、さらにその他の社内の重要会議にも出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制をとっております。

また、会計監査人との連携を密にし、監査結果の講評時には情報交換・意見交換を行っております。

3. 社長直属の内部監査室を設置し、年間監査計画に基づき監査を実施しております。また、内部監査の結果について監査役、会計監査人との連携のもと業務の改善、内部統制の効率化及び強化に寄与しております。

4. 重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[\[更新\]](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
津吹 憲男	4,742,400	30.24
阿部 昭彦	1,529,600	9.76
小森 秀継	200,000	1.28
チーズ マンハッタン バンク ジーティーエス クライアント アカウント エスクロウ(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	190,180	1.21
株式会社SBI証券	145,000	0.92
宮村 信男	129,200	0.82
株式会社ホッタ・コーポレーション	119,800	0.76
辻 務	114,400	0.73
テリロジー社員持株会	112,800	0.72
佐々木 康晴	82,000	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、支配株主に該当する株主は存在しておりません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
坂本 明男	他の会社の出身者									○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 明男		—	社外取締役坂本明男氏は、長年にわたってIPネットワークシステムの開発に携われられ、また米国にて数々のIT会社を創設しその全てが成功をおさめてきた事を証に、経営に関するその豊富な経験と専門知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

当社は、金融商品取引法に基づく監査契約をあずさ監査法人と締結しております。

監査役は、会計監査人の監査の時点及び監査結果の講評時点に情報交換や意見交換を行い、問題点がある場合は、その後改善状況をフォローしております。なお、第17期営業年度におきまして資本金が5億円を超えたことにより、平成18年6月開催の定時株主総会において定款変更を行い、監査役を2名増員し、監査役会を設置いたしました。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は、社長直属の内部監査部門として内部監査室を設け、専任者を配置しており、年間監査計画に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査の結果について監査役、会計監査との連携のもと、業務の改善、内部統制の効率化及び強化に寄与しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原島 正隆	他の会社の出身者													○
鶴保 征城	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原島 正隆	○	独立役員に指定しております。	社外監査役原島正隆氏は、平成18年6月の監査役就任以来、当社経営陣から独立した立場で、公平、公正な観点から意見を述べその職責を十二分に果たしており、一般株主との利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
鶴保 征城		――	社外監査鶴保征城氏は、経営者として、またIT業界における諸団体の重要なポストを歴任されていることからも、幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

当社は、監査役原島正隆氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在、特定のインセンティブ付与はおこなっておりません。なお、役員賞与により業績結果を反映させております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、以下の要領にて取締役及び監査役それぞれの報酬の総額を記載しております。

1. 平成28年3月期における役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	役員の員数
取締役(社外取締役を除く)	45,510千円	4名
監査役(社外監査役を除く)	2,400千円	1名
社外役員	2,909千円	3名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、役員規定に定めております。株主総会が決定した限度内において取締役会、監査役会がそれぞれ決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外監査役を補佐する担当部門は設置しておりませんが、内部監査部門が連携をとりながら補佐する体制が整っております。
社外監査役に対する情報伝達体制については、主に常勤監査役からされております。常勤監査役は、取締役会(月1回の定例取締役会及び臨時取締役会)には全て出席することを基本とし、さらにその他の社内の重要会議にも出席しており、情報を収集、分析する体制が整っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち1名が社外取締役)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。経営の意思決定機関である取締役会は月1回の定例取締役会と必要に応じ臨時の取締役会を開催し、機動的且つ迅速な意思決定を行っております。

(2) 経営会議

当社の経営方針、経営戦略、事業計画等に係る重要事項については事前に役員並びに部所長からなる経営会議(毎月1回開催)において議論を行い、その審議を経て執行決定を行っております。

(3) 監査役会・監査役

監査役会は、監査計画書を策定して計画的に監査を実施しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役の職務執行を監査し、会計監査を含む業務全般を監査しております。監査役3名はやむを得ない事情がある場合を除き、全ての取締役会に出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制をとっております。また、会計監査人との連携を密にし、監査結果の講評時には情報交換・意見交換を行っております。

(4) 内部監査室

内部監査業務は、社長直属の内部監査室を設置し、年間監査計画に基づき監査を実施しております。また、内部監査の結果について監査役、会計監査人との連携のもと業務の改善、内部統制の効率化及び強化に寄与しております。

(5) 会計監査人

当社は、金融商品取引法に基づく監査契約を有限責任 あずさ監査法人と締結しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名及び継続年数
指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 文男 （継続監査年数4年）
指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦 （継続監査年数3年）
- ・監査証明業務に係る監査從事者
公認会計士 3名、その他 4名
(注)その他は、公認会計士試験合格者であります。

(6) 役員報酬の決定方法等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会の決議によって報酬総額を定めております。各役員の報酬金額については、取締役については取締役会で決定し、監査役については監査役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役による迅速かつ的確な意思決定を行える体制とともに、業務執行の状況が監督できる体制が重要と考えております。

また、当社の社外取締役1名及び社外監査役2名は、当社との間に特別な利害関係がなく、企業経営、組織運営、財務及び会計に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営陣から独立した立場で取締役会等に出席することで、当社の取締役の業務執行の把握に努めています。

社外監査役を含む監査役会については、内部監査部門、会計監査人と連携し、取締役の職務の執行を厳正に監督することにより、経営の透明性向上と客観性の確保が可能であると判断しているため、現状の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる「第一集中日」を避けた株主総会日の設定

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期(11月)及び期末(5月)に決算説明会等を開催し、取締役副社長より、アナリスト・機関投資家の皆様に、決算内容や事業の概況並びに今後の中長期的な事業展開等について説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信及び説明会資料等を開示後速やかにホームページに掲載しております。 URL http://www.terilogy.com/company/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当者として、管理部に広報宣伝・IR担当を設置しております。	
その他	国内機関投資家との個別ミーティングを隨時実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成17年にISMSの認証を取得し、平成19年3月に環境ISO14001の認証を取得いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、今後も更なる充実を目指し、積極的な情報開示に努めるとともに、経営の透明性、客観性の確保と業務執行力の強化を図ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は、会社法の施行を受け、取締役の職務および会社業務の適正を確保するため、内部統制システム構築の基本方針を決定し、同時に関連する社内規程の整備を開始しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理を高める施策を講じるとともに、取締役会を定期的に必要に応じて随時開催して取締役の意思疎通を図り業務執行を監督する。

取締役は他の取締役の重大な法令違反およびその他コンプライアンスに違反する重要な事実を発見した場合は、監査役及び取締役会に遅滞なく報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務執行に係る情報については、役員規程に基づき機密保持に留意し、正確かつ確実に保存・管理することとし、定められた範囲で閲覧可能な状態を維持することとする。

(2)情報の保存については保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理体制については、リスク管理規程およびリスク管理マニュアルを策定し、リスク対応ならびに手順等を定め同規程に従つたりリスク管理体制を整備する。

(2)当社はリスク管理を有効に行うためリスク管理委員会を設置し、当社の業務執行にかかるリスクとしてリスク管理規程に掲げたリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。不測の事態が発生した場合には、迅速に対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を図り、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめることとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月一回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとする。

(2)当社の経営方針、経営戦略、事業計画等に係る重要事項については事前に役員並びに部所長からなる経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス基本規程」を定める。社長を委員長とするリスク管理委員会において、コンプライアンスを含む内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、全社員を対象としてコンプライアンスについての研修を実施する。

(2)取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。

(3)内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置する。

(4)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内通報制度を整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

(5)監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことに関する体制と当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役の職務を補助すべき使用者として監査役が求めた場合は、当社の使用者から監査役補助者を任命することとする。同補助者の任命については監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定するものとする。

(2)監査役補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては監査役会の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役および使用者は会社に著しい損失を与える事実、役職員の不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、監査役に遅滞なく報告するものとする。

(2)監査役は必要に応じいつでも取締役及び使用者に対し報告を求めることができるものとする。

(3)監査役が、会計監査・内部監査人と連携・協力して監査を実施することを積極的に支援する。

(4)監査役が、その職務遂行に当たって、必要と認めるときは、弁護士及び会計監査人等外部の専門家を活用することを積極的に支援する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社が企業活動を実施するにあたり、法令を遵守し社会倫理に従って行動することを確認するとともに、役員および社員の基本的な行動規範を定めております。

1. 当社は、全役員・全社員が遵守すべき普遍的な規範として定めた「企業倫理憲章」及び「行動規範」において「社会的正義の重視」を明記し、社会的秩序や健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とのかかわりを一切持たないことを基本方針とする。

2. 反社会的勢力に対する対応については、コンプライアンス基本規程に基づき、総務・人事部門を担当窓口として所轄警察署、顧問弁護士など外部専門機関との密接な連携のもと、情報収集と適切な助言・協力を確保できる体制を整備している。

3. 全役員・全社員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまった時の対応についてはコンプライアンス基本規程・リスク管理規程に則り、担当窓口・リスク管理委員会を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則を厳守し、株主、投資家及びその他のステークホルダーに対して、迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を適切に行ってまいります。

2. 適時開示に係る責任者及び担当部署

当社は、情報開示に関する主幹部門を管理部としており、当社の各部門と密接な連携のもとに情報の把握に努めるとともに、把握した情報をとりまとめ、毎週1回開催する役員会議において情報開示担当役員に報告しております。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

(1)「決定事実に関する情報」

重要な決定事項については、毎月1回開催する取締役会において決定しており、必要に応じ臨時取締役会を開催し決定しております。決定事項の開示については、各部門からの事前の報告等に基づき、情報開示担当役員が代表取締役及び関係者と協議のうえ、東京証券取引所の適時開示規則に従って開示の必要性を検討し、開示が必要と判断された場合、管理部 広報宣伝・IR担当にて開示資料を作成し、取締役会で決議後、速やかに開示を行います。

(2)「発生事実に関する情報」

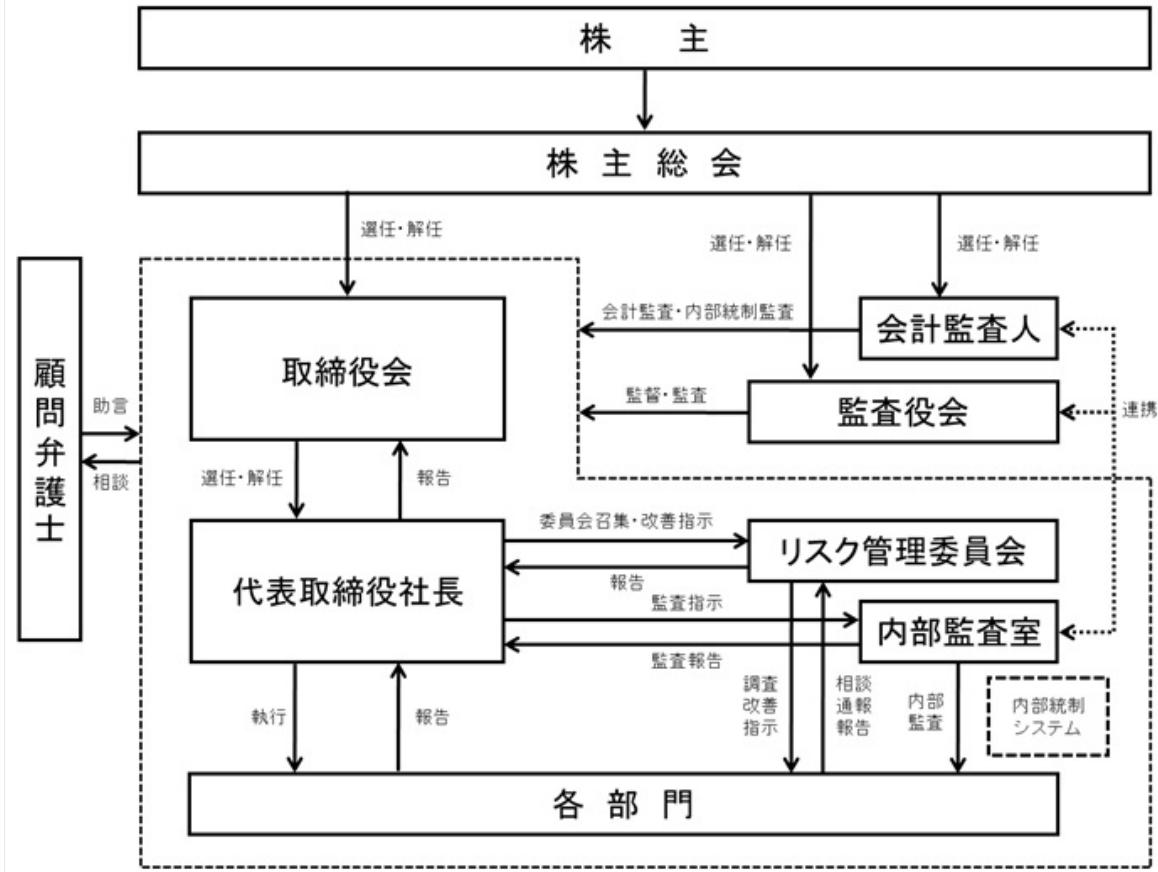
重要事実が発生した場合、情報は情報開示担当役員に伝達され、情報開示担当役員が代表取締役及び関係者と東京証券取引所の適時開示規則に従って開示の必要性を検討しております。また、開示が必要な場合、取締役会の決議を経て、管理部 広報宣伝・IR担当にて速やかに開示を行いますが、緊急を要する場合、迅速な開示を行うために情報開示担当役員が開示に関する決定を行います。

(3)「決算に関する情報」

決算に関する事項については、管理部 経理・財務グループが担当し、決算財務数値及び定性情報をとりまとめ、情報開示担当役員に報告、承認の後、監査役及び監査法人の承認を得て、取締役会で決定し、速やかに開示手続きを行っております。

以上の体制の下、提示情報の正確性及び適切性の維持向上に努めます。

■ コーポレート・ガバナンス体制の模式図



■ 適時開示体制の模式図

